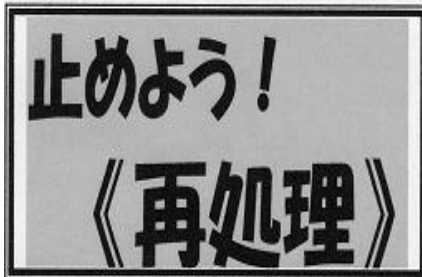


**三陸の海を放射能から守る**  
**岩手の会** (略称) **三陸の海・岩手の会**  
 郵便振替 02240-5-102650  
 ホームページ 《再処理／岩手の環境》  
<http://sanriku.my.coocan.jp/>  
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》  
 2015(平成27)年  
 2月12日  
 第152号  
 編集事務局 S.Oshida  
 TEL・FAX 019-623-1636

# 福島原発汚染水の11万倍のトリチウム 天恵の海は消える 再処理工場から撤退を!

## 政府要請行動報告

その2



三陸の海・山田湾の秋 撮影 菅野和夫

政府担当者に「再処理工場で絶対に重大事故が起こらないと言えるか?」と聞きました。担当者は「事故はあり得る。それを予測しながら万全の安全を確保するのが福島事故以降の認識だ」と答えました。しかし、本当に事故を起こさない覚悟があるのでしょうか? 政府交渉の続きを報告します。(永田文夫・記)

### アクティブ試験は嚴重審査を!

「本当にガラス固化技術は完成しているのか?」

白金族問題はとうなったのか?

アクティブ試験最終段階第五ステップではトラブルが続いてきま

した。このステップにはガラス固化試験が含まれており、特に白金族問題を本場にクリアしたのか固化試験結果報告の審査を嚴重に行うことが求められています。この審査をせずにはいまいなまま済ませてはいけません。新規制基準の審査チーム長の田中知委員は二〇〇九年から一四年までJNFLのガラス固化技術研究評価委員会委員長をしてきたことを確認しておく必要があります。審査チームから外す必要はありません。

### ガラス固化体の品質

「アクティブ試験で発生したガラス固化体三、四六本全てがガラス固化体の品質基準を満たしている」との回答があ

りました。東奥日報でガラス固化体が当時一七本発生しそのうち通常のもが五本で残り六三本はガラス量が不足したり、洗浄運転による逸脱や非正常のものだと報道されています。全て品質基準を満たしているという回答

### 原発では規制 再処理では野放し

「トリチウム 福島原発汚染水放出基準の十一万倍…… おなじ日本の海なのに」

### アクティブ試験でのトリチウム大量放出

福島原発事故による地下水バイパスによる排水について、東電は福島県漁連と協定を取り交わし「トリチウム濃度の上限を1500ベクレル/リットル」とし海洋放出の了解を得ました。

しかるに、JNFLは二〇〇七年十月前後のアクティブ試験において、二億七千万ベクレル/リットルもの、この協定値の約十一万倍の濃度のトリチウムを含む排水を海洋へ放出し続けました。同じ国の同じ海域へのトリチウム放出であるにもかかわらず、再処理工場への濃度規

とは異なります。東海工場には二四七本のガラス固化体が発生していますがこちらはどうなっているのでしょうか。最終処分ができませんなどの影響が出てくるため「全て品質基準を満たしている」としているのではないかと勘ぐってしまいます。

制がこれほどまでにけた違いに緩い理由は何なのでしょう。本格操業になれば一日おきにこの極端に高濃度のトリチウム汚染水が海洋へ放出されます。これでは海が死んでしまいます。原発放出水のトリチウム濃度規制値は6万ベクレル/リットルになっておりますが、再処理工場の放出水の濃度規制はありません。

かけがえのない海を放射能汚染から守るため少なくとも原発並の放出濃度規制を定めて指導を強化してほしい。また、放出水の下流で操業している下北・三陸の漁業者の意見を聴取し

放出濃度規制を設定するべきであると訴えました。

### 海に放出し、敷地境界でモニターとほー？

これに対する規制庁の答弁は「再処理施設から放出される放射性物質については、敷地境界で公衆が受ける線量につきまして年間1ミリシーベルト以下を限度として判断をしている。六ヶ所再処理施設の規制は、過去の審査において年間0.022ミリシーベルトで、現時点で規制を変更するということは考えていない。再処理施設については核種が非常に多様であるなどの特徴を考慮し、放射性廃液の濃度の限界ではなくて、放射性廃棄物の法律に起因する『線量限度』を取っている」という回答でした。

### トリチウム除去には技術的困難

「再処理工場は放出核種が多様であるため、敷地境界での線量限度で対応している」というのは理由になりません。

発電用原子炉の規則に基づく「線量限度を定める告示」には千種以上の各核種について放出濃度限度が定められています。これを該当させない理由は何もありません。再処理工場でもトリチウムの放射性物質を除去することは技術的に難しいので、放出濃度限度をはずしたとしか考えられません。海洋へトリチウムや他の放射性の野放し放出を許可しておいて、敷地境界の

線量で評価するというごまかしは再処理を強引に稼働させるためです。このような高濃度のトリチウム放出が行われると、三陸や下北の養殖漁業や沿岸漁業海産物へ放射能汚染を与えることとなります。

環境省の外局である原子力規制委員会は環境基本法の精神を噛み締め、人々と環境を守る観点からこの問題を考えるべきです。このような理不尽な法制度による操業は絶対に許されることではありません。世界三大漁場の三陸の海の生態系を殺し、日本人の食の安全が脅かされてしまいます。

## 再処理工場では絶対

### 重大事故を起こしてはいけない

「再処理をやめる事こそ福島事故に学ぶことー  
重大事故はあり得る、だから安全性を追求」  
「新規規制基準によるならば重大事故は起こらないといえるのか」と問うたところ「重大事故、シビアアクシデントは起きないと考えることは国際的な原子力規制の常識に逆行するものであり、また福島第一原発の原子力事故以前の安全神話に戻る事になる。重大事故が起り得るという姿勢で安全性の向上を追求して行くことが重要と考える」との回答がありました。

### 再処理工場の重大事故は想像を超える

西ドイツ政府の評価では国民の半数が死亡するとされ、高木仁三郎氏の評価もそれを裏付けるシミュレーションがなされています。そのようなリスクを背負いながら再処理をしなげばならない理由があるのでしょうか。  
悲惨な福島原発事故

## 人々の国を守る覚悟が足りない

「国政の最高責任者達にその覚悟を聞きたいー

### 原子力規制委員会の使命

原子力規制委員会ホームページの「組織理念」に規制委員会の使命と活動原則が挙げられています。この使命「人と環境を守ること」をホームページの冒頭に掲げべきと要請しました。それは、職員個々が自覚的に使命を果たすための自戒にもなる。また規制を緩めようと圧力をかけてくる勢力への歯止めにもなるはず、としました。回答は現状で良いとの見解でした。

### 国政の最高責任者に問う

絶対重大事故を起こさないと約束できない限りこのような危険な工場は撤退させる選択肢しかありません。それは福島事故を見るとわかるように他の化学工場の事故などと全く違います。放射性物質を扱うということは国民に対してとてつもない責任と義務を負うことなのです。その覚悟を終わりに問いましたが回答はありませんでした。しかしこの問いは、総理大臣や原子力規制委員長や各委員から聞かなければならないものでもありません。(了)

## トリチウム放出濃度比較

### (日本原燃HP公表値をもとに計算) 六ヶ所再処理工場トリチウム放出

- ◆管理目標値  $1.8 \times 10^{16}$  ベクレル/年  
1日おきに  $1.6 \times 10^8$  Bq/日のトリチウム含有廃水  $600 \text{ m}^3$  に相当
- ◆2007年10月2日の海洋放出  
約  $585 \text{ m}^3$   
トリチウム  $99$  兆ベクレル  
すなわち **1日当たり1.7億ベクレル**
- ◆昨年6月東電が福島県漁連と協定  
トリチウム放出基準  
 $1500$  ベクレル/日の  
約  $11$  万倍に相当する超高濃度。
- ◆原発の放出濃度限度  
 $6$  万ベクレル/日の  
 $2800$  倍以上に当たる。